【1999 年 3 月 11 日】中小企業の社会保険脱退問題に関する要請
日本労働組合総連合会

1999 年 3 月 11 日
日本労働組合総連合会
会長　鷲尾　悦也

社会保険庁長官
高木　俊明　殿

中小企業の社会保険脱退問題に関する要請

私たち連合は、賃上げ、時短、雇用の安定、安心と信頼の社会保障制度の確立を求め、99 春季生活闘争に取り組んでいます。

現在の厳しい経済・雇用環境のもと、中小企業が経営難を理由に厚生年金や政府管掌健康保険から脱退するという違法行為が全国各地で起こっています。

連合は昨年、貴職に対して、この問題を指摘し、是正を求めて来ましたが、一向に改善されず連合や地方連合会への相談件数は増加しています。

これらの違法行為を防止･是正すべき社会保険事務所が､保険料徴収率の低下を恐れて、逆に違法な社会保険脱退を「示唆・黙認している」との指摘もなされています。

このような事態が放置されるならば、わが国の社会保険の根幹を揺るがすことにもなりかねません。貴職の適切・強力なご指導が切に望まれるところです。

連合は、この問題は法違反であるばかりか、中小企業で働く勤労者の生活と、老後不安を一層高めるものであり、断じて見過ごすことができません。

貴職がこの現状を重視され、早急に下記の措置を講じられるよう要請します。

1. 全社会保険事務所に対し、強力に指導し違法行為を一掃する。

2. すでに厚生年金保険、政府管掌健康保険から脱退した強制適用事業所については、早急に再加入させる。

3. 保険料納付が特に困難な事業主については、支払猶予措置を講じる。

4. 健康保険法第 11 条（督促及び延滞金の徴収）第 4 項、厚生年金保険法第 87 条（延

滞金）に「納付義務者の経営難」を加える。但し、経営者に悪用されないよう厳密な要件を付す。

5.　経営難の中小企業が社会保険料を延滞した場合、この目的に特定した融資制度を創設する。

6.　強制適用事業主の違法行為に対して健康保険法第 9 条（厚生大臣等の調査権）、第 87 条（事業主に関する罰則）、第 88 条（事業主以外の者の答弁拒否等の罪）、ならびに　厚生年金保険法第 100 条（立入検査等）、第 8 章「罰則」第 102 条、第 103 条を厳格に適用する。

7. 違法行為を示唆・助長した社会保険事務所の責任者を、処罰する。